

議会基本条例第9・10・13・16・18条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	代表者会議修正事項	備考
<p>(市民の声を反映させる議会)</p> <p>第9条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情について、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。</p> <p>(1) 議会は、請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。</p> <p>(2) 議会は、請願若しくは陳情代表者又はこれに代わる請願若しくは陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。</p> <p>3 議会は、議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)</p> <p>第10条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、真に利害を有する者又は学識経験を有するもの等から意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>2 議会は参考人制度を積極的に活用して、その意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>(市長と議会の関係)</p> <p>第13条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われて</p>	<p>(市民の声を反映させる議会)</p> <p>第9条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>2 議会は、請願・陳情について、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。</p> <p>(1) 議会は、請願・陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>(2) 議会は、請願・陳情代表者又はこれに代わる請願・陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。</p> <p>3 議会は、議員または委員会が条例等の政策提案をするに当たって、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(公聴会・参考人制度を活用する議会)</p> <p>第10条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>2 議会は参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。</p> <p>(市長と議会の関係)</p> <p>第13条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務執行が適正、かつ、公正及び効率的に行わ</p>	<p>■ = 語句の修正</p> <p>■ = 語句の再修正</p> <p>議運の協議中の条項第11・12条</p> <p>作業部会第1班協議中の条項第14・15・17条</p>

いるかについて、監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。
- 4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長等が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

(議会の議決事項の追加)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、市民の代表機関である議会在、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加するものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること

(政務活動費)

- 第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を活用するものとする。
- 2 会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。
 - 3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。

れているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案・政策提言等を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。
- 4 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点・趣旨を確認するため、市長等が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

(議会の議決事項の追加)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会在、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加するものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想

(政務活動費)

- 第18条 会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。
- 2 会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。
 - 3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第18号)に定めるところによるものとし、交付対象経費については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するものとする。

